

令 8 医 療 政 策 第 1 2 2 号  
令和 8 年 (2026 年) 4 月 2 1 日

一般社団法人山口県医師会  
会長 加藤 智栄 様

山口県健康福祉部医療政策課長

国の医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに基づく診療所の  
承継・開業支援事業の実施について

本県の医療行政の推進については、平素から御高配をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「医師偏在の是正に向けた総合的なパッケージ」に基づき実施される診療所の承継・開業支援について、対象となる診療所の募集を開始しますのでお知らせします。

つきましては、当事業の周知に御配慮いただくとともに、今後、応募に関する問い合わせや具体的な相談がありましたら、情報提供いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、事業の詳細につきましては、別紙及び下記 URL を御参照ください。

また、重点医師偏在対策支援区域が所在する郡市医師会に対しましては、県から直接御案内していることを申し添えます。

■ 県HP : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/312220.html>

## 別紙

# 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

## 1 目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保するもの。

## 2 重点医師偏在対策支援区域

山口県医療対策協議会及び山口県保険者協議会にて協議の上、以下の地域を山口県における診療所の承継・開業支援事業に係る重点医師偏在対策支援区域としました。

区域区分	医療圏	該当区域
①医師少数区域	柳井長門	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町 全域 長門市 全域
②医師少数スポット	岩国 宇部・小野田 下関 萩	岩国市錦町、美和町 美祢市全域 下関市豊田町、豊浦町 萩市全域

## 3 補助対象者

重点医師偏在対策支援区域において診療所（医科）を承継・開業する予定の方  
※山口県医療対策協議会及び山口県保険者協議会にて協議し、支援対象として合意を得た医療機関が支援対象医療機関となります。（別途、厚生労働省による審査もあります。）

#### 4 補助対象経費等

##### ①施設整備事業：補助率 1 / 2

補助対象	1 m <sup>2</sup> 当たり補助単価
○診療部門 ・無床診療所：160 m <sup>2</sup> ・有床診療所（5床以下）：240 m <sup>2</sup> ・有床診療所（6床以上）：760 m <sup>2</sup> ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅 ・医師住宅：80 m <sup>2</sup> ・看護師住宅：80 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 木造：362,000 円

##### ②設備整備事業：補助率 1 / 2

補助対象	1 か所当たり基準額
○診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000 円

##### ③地域への定着支援事業：補助率 2 / 3

補助対象	基準額
○診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・報償費 ・旅費（研究費に計上したものを除く。） ・備品費（単価 50 万円未満に限る。） ・消耗品費 ・材料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・光熱水料 ・借料及び損料 ・社会保険料 ・雑役務費 ・委託費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ①診療日数《1日～129日》 6,200,000 円+ (71,000 円×実診療日数) ②診療日数《130日～259日》 6,200,000 円+ (77,000 円×実診療日数) ③診療日数《260日以上》 6,200,000 円+ (87,000 円×実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000 円×訪問看護日数

#### 5 応募方法

①及び②は令和 8 年 4 月 30 日(木)まで、③は令和 8 年 5 月 20 日(水)までに必要書類を県医療政策課医師確保対策班あて提出

※必要書類は県HP (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/312220.html>) を御参照ください。

